平成２６年（フ）第１５３０号
名古屋市港区野跡４丁目１番１―510号　みなと荘
債務者　井岡　良枝
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１７号
青森県むつ市金曲１丁目１番68号
債務者　中西亜津美
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９８０６号
東京都港区南青山４丁目５―26
債務者　佐藤千賀子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８１９号
東京都板橋区赤塚２丁目13―10―203
債務者　田中佑里恵
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９０３号
東京都国立市東２丁目21―19　コーポ河村Ａ
債務者　竹澤　英雄
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９１０号
東京都大田区南雪谷１丁目４―６―202
債務者　長崎惠美子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９１１号
東京都町田市南成瀬７―６―13　プルミリエール南成瀬
債務者　高橋　　進
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９１４号
東京都昭島市上川原町３丁目５―22―103
債務者　崎山　吉春
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９１７号
東京都杉並区和田１丁目43―11　救世軍婦人寮
債務者　長井　孝江
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９１８号
東京都江東区亀戸９丁目37―７―201
債務者　岩渕　美希
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９２０号
東京都江東区三好３丁目５―２
債務者　岡安　真弓
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９２１号
東京都荒川区東日暮里２丁目28―６
債務者　峰村　洋之
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９２５号
千葉県鎌ケ谷市南初富１丁目15―16
債務者　沖田万規子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９２６号
東京都荒川区町屋５丁目７―27―203
債務者　福本　幸枝
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９２７号
東京都江東区住吉１―15―３、住民票上の住所千葉県市川市福栄３丁目16―15
債務者　山岸　　透
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９２９号
神奈川県川崎市高津区明津195―１　第二シャトー岸205
債務者　佐藤　富雄
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部